

令和9年度奈良県立高等学校入学者 インクルーシブ教育推進特別選抜実施要項

令和9年度奈良県立高等学校入学者インクルーシブ教育推進特別選抜については、この要項に基づき、奈良県立高等学校入学者一次選抜と合わせて実施します。

1 応募資格

応募資格は、「一次選抜実施要項」の1 応募資格(1)に定める資格を有する者で、かつ、以下の状況が全て当てはまるもの

- ・肢体不自由があり、自筆記入による回答が困難である者、かつ特別な支援機器等によっても、学力検査受検において表現活動が著しく困難であるため、特別な検査が必要であると奈良県教育委員会が認めた者
- ・医療的ケア児等で、自力通学が著しく困難である者

2 インクルーシブ教育推進特別選抜を実施する高等学校

志願者の在籍中学校長及び当該市町村教育委員会と奈良県教育委員会が十分な相談のうえで決定した全日制課程の高等学校

3 募集人員

「一次選抜実施要項」の3 募集人員によります。ただし、インクルーシブ教育推進特別選抜による合格者数と一次選抜による合格者数との合計は、募集人員を超えないものとします。

4 出願の制限

- (1) 第一出願期間に出願する高等学校を第1 希望校とし、出願は1校1学科（コース）に限ります。
- (2) 第一出願期間に出願した者に限り、第二出願期間に第2 希望校として1校1学科（コース）に出願できます。ただし、第二出願期間に出願できる学科（コース）は、第一出願期間における出願者数が募集人員に満たない2 インクルーシブ教育推進特別選抜を実施する高等学校の学科（コース）に限ります。
- (3) 順位を付けて2（3）学科（コース）まで志願することのできる高等学校については、「入学者選抜概要」に示すとおりです。
- (4) 同時期に実施される奈良県内の公立高等学校の入学者選抜及び県立特別支援学校の入学者選抜・選考への出願者は、出願できません。
- (5) 出願後、志願の取消しはできません。
- (6) 公立高等学校の入学者選抜及び県立特別支援学校入学者選抜・選考に合格した者は、出願できません。
- (7) インクルーシブ教育推進特別選抜入学志願資格承認申請書（様式20）に必要な書類を添え、令和8年9月30日（水）までに奈良県教育委員会教育長の承認を得る必要があります。
- (8) 保護者とともに奈良県内に居住していても、他の都道府県の中学校を卒業した者又は卒業見込みの者は、事前に所定の手続（「県外居住者及び県外中学校卒業者等の奈良県立高等学校への志願手続要領」の6 参照）が必要です。
- (9) 高等学校（高等専門学校、中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部を含みます。）に在籍している者は、出願できません。
- (10) 併設型の中学校に在籍しており、併設の高等学校に入学する予定の者は、出願できません。

5 出願手続

出願手続は、「一次選抜実施要項」の5 出願手続に準じます。

なお、志願者は、インクルーシブ教育推進特別選抜入学志願資格承認申請書（様式20）を

Web出願システムにより提出してください。

6 調査書等の提出

調査書等の提出は、「一次選抜実施要項」の**6 調査書等の提出**に準じます。

7 検 査

検査は、「一次選抜実施要項」の**7 検査**に準じます。ただし、検査方法については、個人の状況を鑑みて柔軟に実施します。

8 入学者の選抜

選抜は、「一次選抜実施要項」の**8 入学者の選抜**(1)～(7)及び(9)に準じます。

9 合 格 発 表

令和9年3月8日(月)午後2時に、Web出願システムにより本人に通知します。

10 そ の 他

「一次選抜実施要項」の**10その他**(1)、(2)及び(4)～(7)に準じます。